

函館市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第40号

函館市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行
細則の一部を改正する規則

函館市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成4年函館市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中「相続（合併）」を「事業譲渡（相続，合併）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。